

岩手県告示第593号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、岩手県宮内丸駐車場の使用料の収納に関する事務を令和6年4月1日次の者に行わせることとした。

令和6年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
岩手県盛岡市開運橋通4番28号	株式会社北東北第一興商